

## 自動車税の納期限は 6月30日(金)です

今年からコンビニエンスストアでも  
納付できます

6月は自動車税の納期です。最寄りの銀行・郵便局・農協・コンビニエンスストア等で忘れずに納付してください。

また、県内の銀行・信用金庫・労働金庫・農協など(郵便局は不可)に預金口座があれば、口座振替が利用できます。「申込はがき」は当課又は金融機関窓口へ備え付けてありますので、ご利用ください。(口座振替は、申込の翌年度からになります)

## 自動車税のグリーン化

自動車税のグリーン化とは、排出ガス及び燃費の性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し(軽課)、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする(重課)特例措置です。

平成18年から重課となる自動車(自動車税が概ね10%重課されます)平成7年3月31日までに新車新規登録されたディーゼル車。

平成5年3月31日までに新車新規登録されたガソリン車。

平成18年度から軽課の対象とならない自動車

平成16年度に新車新規登録された自動車で、昨年度軽課の対象となっていた自動車。

## 県税休日納税相談日

このたび、平日に都合の悪い方の利便を図るため、次のとおり自動車税などの納税相談窓口を設けることとしましたので、ご利用くださるようお知らせします。

日時:6月25日(日)8:30~17:00  
場所:仙北地域振興局庁舎 県税課  
(大山市大曲上栄町13-62)

問合せ:仙北地域振興局  
総務企画部 県税課  
TEL0187(63)5222

## 外国人観光客受入態勢 整備モデル事業費補助金

外国語による施設内案内表示や外国語パンフレットの作成に関する経費に対して、補助金を助成します。

対象者:県内に本店又は営業所を有する観光関連事業者

対象事業経費:基本メニュー事業と一つ以上の選択メニュー事業との組み合わせにより実施する事業経費  
基本メニュー(必須)

- ・外国語による施設内総合案内表示  
選択メニュー(一つ以上)
- ・施設紹介外国語パンフレット作成
- ・ホームページ作成
- ・外国語による音声ガイド媒体作成等

助成金額:補助対象経費の1/2  
(上限100万円、下限50万円)

募集期間:

平成18年5月9日~6月30日

申込方法:

仙北地域振興局総務企画部まで、所定の事業計画書と収支予算書を提出してください。

問合せ:

仙北地域振興局総務企画部  
地域企画課 企画・商工観光班  
TEL0187(63)5226  
秋田県産業経済労働部  
観光課 国際観光班  
TEL018(860)2268

## 平成18年6月1日から 住宅に火災警報器の設置が必要となります

平成15年以降、住宅火災による死者数は1,000人を超えており、平成17年にかけては1,223人の方が住宅火災により尊い命を失っております。

また、死者の6割は逃げ遅れによるもので、65歳以上の高齢者の死者が非常に多く、就寝時間に死者が集中しています。

このようなことから、消防法が改正され、住宅火災による死者数を減らすことを目的として平成18年6月1日から新築住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。既存住宅については平成23年5月31日まで設置が必要となります。

### 住宅用火災警報器とは

火災により発生する煙を自動的に感知し、住宅内にいる人に対して警報音や音声により火災の発生を知らせてくれるものです。天井付けタイプと壁掛けタイプがあり、乾電池式とコンセントタイプの2種類があります。

### 設置場所について

設置場所は主に寝室と階段です。詳しくは大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例で定められていますので、最寄りの消防署へお問い合わせください。

### 購入について

住宅用火災警報器は、防災用品販売店やホームセンター等でも販売しております。購入の際は、鑑定マークの付いたものをお勧めします。

### 悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器の設置義務化に便乗し、悪質な訪問販売や点検を行う業者が多発するおそれがあるので十分に注意してください。なお、住宅用火災警報器はクーリングオフ制度の対象となっております。

### 消防職員が訪問販売をすることは一切ありません。

### 問合せ:

大曲仙北広域市町村圏組合 消防本部予防課 TEL0187(63)0316  
大曲仙北広域市町村圏組合 角館消防署 TEL0187(54)2302  
住宅用火災警報器相談室【フリーダイヤル】 TEL0120(565)911